

専決第2号

専 決 処 分 書

次の事項について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、専決処分する。

令和7年度横瀬町一般会計補正予算(第9号)(別紙)

令和8年3月31日

秩父郡横瀬町長 富田能成

令和7年度横瀬町一般会計補正予算(第9号)

令和7年度横瀬町の一般会計の補正予算(第9号)は、次に定めるところによる。

(繰越明許費の補正)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第1表繰越明許費補正」による。

第 1 表 繰越明許費補正

款	項	補正前		補正後	
		事業名	金額	事業名	金額
6 商工費	1 商工費	物価高騰対策地域商品券事業	千円 21,000	物価高騰対策地域商品券事業	千円 70,590